

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

政 策 局

目 次

ページ

1	神奈川県情報公開条例 新旧対照表	1
2	個人情報保護に関する法律施行条例 新旧対照表	2
3	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例 新旧対照表	3
4	神奈川県行政手続条例 新旧対照表	4
5	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表	6

1 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 1～9 （略） <u>（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴う措置）</u></p> <p>10 <u>地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の成立の日前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により福祉機構がした処分、手続その他の行為とみなす。</u></p> <p>11 <u>福祉機構の成立の日前にこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の規定により福祉機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。</u></p> <p>12～15 （略）</p>	<p>附 則 1～9 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>10～13 （略）</p>

2 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1 (略)</u> <u>(地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立に伴う措置)</u> <u>2 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構がした処分、手続その他の行為とみなす。</u> <u>3 福祉機構の成立の日前に法及びこの条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で同日以後福祉機構が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、法及びこの条例の規定により福祉機構に対してなされた請求その他の行為とみなす。</u></p>	<p>附 則 (新規) (略) (新規) (新規)</p>

3 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
(平成24年神奈川県条例第39号) 新旧対照表

改正			現行		
別表			別表		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県税条例第10条第2項の期間
(削除)			<u>特定非営利活動法人スローレーベル</u>	<u>横浜市南区吉野町2-4国際吉野町ビル402</u>	<u>令和3年1月1日から令和8年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人フードバンク湘南</u>	<u>平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101</u>	<u>令和3年1月1日から令和8年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人葉山まちづくり協会</u>	<u>三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷1,874番</u>	<u>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</u>
(削除)			<u>特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブケアびーくる</u>	<u>大和市つきみ野四丁目5番地つきみ野ビレジB2-205</u>	<u>令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</u>
(略)			(略)		
<u>特定非営利活動法人フードバンク湘南</u>	<u>平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101</u>	<u>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	(新規)		
<u>特定非営利活動法人スローレーベル</u>	<u>横浜市南区吉野町2-4国際吉野町ビル402</u>	<u>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	(新規)		

4 神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）新旧対照表

改正	現行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正	現行
<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「<u>不利益処分の名宛人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名あて人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>

5 住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
提供を受ける知事以外の 県の執行機関	事務	提供を受ける知事以外の 県の執行機関	事務
1～4（略）		1～4（略）	
(削除)		5 神奈川県監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条の規定による住民監査請求に関する事務であって規則で定めるもの